

「あんしんネット生活」利用規約

第1章 総 則

第1条 (会員規約)

1. この規約（以下、「本規約」といいます。）は、HTB エナジー株式会社（以下、当社）が日本 PC サービス株式会社（以下「提供元」といいます。）の提供を受けて「あんしんネット生活」として再販売する OEM 版の保険付きネット詐欺相談サービス（第2章のネット詐欺相談サービスおよび第3章のネット詐欺保険を合わせたものをいい、以下、「本サービス」といいます。）を、第2条に定める会員資格を有するお客さまが利用する際の要件等を定めることを目的としています。なお、本サービスの実施は、提供元の責任において行われます。
2. 提供元は、ウェブサイトまたは書面その他所定の方法により、変更内容を通知または公示する措置を講じ、当該措置より合理的期間が経過した後に、本規約の内容を変更することができます。ただし、会員の利益を著しく害すると判断される場合は、この限りではありません。
3. 当社は、提供元または保険会社、その他委託事業者の事情により本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの全部または一部の提供を終了することがあります。
4. 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了する場合は、当社が指定するウェブサイト等によりその旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
5. 第3項の定めにより当社が本サービスの提供を終了した場合、当社は会員に対し、何ら責任を負わないものとします。

第2条 (会員資格)

1. 会員とは、本規約に同意の上、当社に対する小売供給契約の申込みと同時に、任意かつ選択的に本サービスの利用申込手続を行い、かつ提供元が本サービスの利用を認めた自然人であるお客さまをいい、電気の供給開始日の翌月 1 日をもって本規約の適用を受けるものとします。ただし、提供元が本サービスの利用を承諾しない旨を通知した場合は、小売供給契約締結日に遡って会員資格は生じなかったものとなります。
2. 会員は、本サービスの利用申込手続をした時点で、本規約の内容を承諾しているものとみなします。
3. 会員は、本サービスの利用申込時において真正で最新の情報に基づき手続きを行うも

のとします。

4. 当社は、毎月初めの 5 営業日までに、前月末日時点の有効な会員情報を、提供元に所定の手続きに従って提示します。
5. 当社が保持している会員情報が虚偽または最新でなかったために、当社または提供元からの通知が会員に到達しなかった場合といえども、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなします。
6. 本サービスに含まれるネット詐欺保険は、附帯の対象となる小売供給契約が電話勧誘販売に起因して締結に至った場合であっても、最初の保険期間が 1 年に満たないために、クリーリング・オフ制度の適用がありません（特定商取引法の適用除外対象）。

第3条 （譲渡禁止等）

会員は、本サービスの利用に関する権利の全部または一部について、第三者に譲渡、売買、または質権の設定その他の担保に供する等の行為ができないものとします。

第4条 （利用者）

本サービスは、会員の他に、会員の同居家族（以下「会員等」といいます。）も、これを利用することができます。

第5条 （会費）

1. 本サービスの会費は月 1,100 円（消費税込）とし、会員資格を得たときから会員資格を失うまでの期間を通して、月単位で毎月ご負担いただきます。なお、会費の日割り計算はありません。
2. 前項本文の場合、当社は、理由の如何を問わず、一旦納入された会費をお戻しすることはありません。
3. 第 1 項の場合、会費の個々の支払対象期間は当該月の 1 日から末日までとします（例えば、1 月の会費は 1 月 1 日から 1 月 31 日までとなります）。なお、支払対象期間の途中で会員資格を喪失した場合であっても会費の日割り計算は行われません。

第6条 （会費の納入方法）

前条に定める会費は、N 月 1 日から末日までの利用料金を、N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間に係る電気料金に合算して請求します。

第7条 （本サービスの利用期間）

1. 本サービスの利用期間は、附帯の対象となる小売供給契約の供給開始日の翌月 1 日から同月末日までとします。なお、会員または当社から特段の意思表示がない限り、会員は、翌月も 1 か月間、本サービスを継続して利用することができ、以後も本サービス

の利用期間は同様に自動更新されるものとします。

2. 会費の納入が万一確認できなかった場合には、当社は、当該月の前月末日の終了をもって、本サービスの提供を終了することといたします（例えば、2月分の会費納入が確認できなかった場合は、1月31日23時59分の経過をもって、本サービスの利用期間は終了となります）。
3. 次の各号に掲げる事由に該当する場合は、該当する日が含まれる月の末日の終了をもって、本サービスの利用期間は終了となります。
 - (1) 会員から本サービスの利用終了の申出があった場合
 - (2) 本サービスの附帯対象となる小売供給契約が解約（含む強制解約）となった場合

第8条 (通知方法等)

1. 当社または提供元は、原則として、当社または提供元が保持する最新の会員登録情報に基づき、登録されているメールアドレス宛に電子メールを送付することによって、会員宛に本サービスに関する通知等を行います（ただし、状況により、当社または提供元が適切と認めるその他方法による場合があります）。
2. 通知等を電子メールで行う場合、次の各号のいずれか早い時点で、会員に対して通知が到達したものと取扱うものといたします。
 - (1) 前項のメールアドレス宛に当社または提供元が電子メールを送信し、会員が当該電子メールの閲覧が可能になったとき
 - (2) 前項のメールアドレス宛に当社もしくは提供元が電子メールを送信し、送信してから24時間を経過したとき
3. 当社または提供元は、会員に対して、本サービスに関する通知、確認、キャンペーンまたは広告宣伝等の目的のために、電子メール、ダイレクトメール等その他を送付し、または電話連絡を行うことがあります。

第9条 (会員情報変更の届出)

1. 会員は、住所や連絡先その他の当社への届出内容に変更があった場合には、当社所定のウェブサイトを通じて速やかに変更の届出を行うものとします。
2. 会員が登録した情報が虚偽または最新でなかったために会員に発生した損害または不利益は会員に帰属し、当社および提供元は損害賠償の責めを負わないものとします。

第10条 (個人情報保護)

1. 当社、提供元、保険会社および業務提携先は、本サービスの運営において知り得た会員等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、下記の利用目的に使用

します。

- (1) 当社事業活動における各種サービスを提供するため
 - (2) 会員等に対し当社の各種営業情報および販促品等を提供するため
 - (3) (1)における各種サービスの提供後に、メンテナンス、アンケート、その他の事由により改めて会員等と接触する必要が生じた場合
 - (4) 会員等から頂いたご意見、ご要望にお応えするため
2. 次に掲げる場合、前項の目的の範囲外であっても会員等の個人情報を利用し、または第三者に提供する場合があります。
- (1) 会員等が同意している場合
 - (2) 個人情報保護法およびその他法令などにより必要と判断された場合
3. 当社は、第1項の目的のため、会員等の個人情報を第三者と共同で利用する場合があります。
4. 当社は、会員等またはその代理人から、会員等の個人情報の開示もしくは利用の停止、削除、第三者への提供の停止を求められた場合は、当社所定の手続に従ってこれに応じることとします。なお、当社または提供元の会員等の個人情報の取扱いにつきましては、各プライバシーポリシー (<https://htb-energy.co.jp/policy/> および <https://www.j-pcs.jp/privacy/>) をご確認ください。

第11条（会員資格の喪失）

第7条（本サービスの利用期間）第3項第1号および第2号の定めのほか、会員等が以下のいずれかの事由に該当した場合は、何らの通知催告を要することなく会員等としての資格を喪失するものとし、当社および提供元は即時に本サービスの提供を停止いたします。

- (1) 不正な行為があった場合
- (2) 本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合
- (3) 本サービス利用時において、当社、提供元、保険会社および当社または提供元の業務委託先に対して、電話を長時間かけ続ける、必要以上に頻繁にかける等の行為を行い、当社、提供元、保険会社および当社または提供元の業務委託先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
- (4) 対応、態度、行動等から判断し、当社または提供元が、適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
- (5) 本サービスを行う際に、当社、提供元、保険会社および当社または提供元の業務委託先の社員および第三者の生命、身体、財産その他の権利利益が侵害された場合
- (6) 暴言・暴力やハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷つける行為や言動があったとき、または、あったと当社が認めた場合

- (7) 暴力団、カルト的宗教団体、反社会的勢力またはこれらに準ずるものの構成員、または準構成員であることが判明した場合
- (8) 当社または提供元およびその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合
- (9) その他当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 会員等は、第1号に該当する事由がなく、また第2号に該当する行為を行わないことを表明し、また将来にわたっても該当せず、また行わないことを確約するものとします。
 - (1) 会員等が、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」といいます。）であること、または次のいずれかに該当すること
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (2) 会員等が、自らまたは第三者を利用して行う次のいずれかに該当する行為
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた要求行為
 - ③本サービスに関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
2. 当社および提供元は会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、何らの通知催告を要することなく本規約に基づく本サービスの利用を即時に停止することができるものとします。その場合に当社または提供元に生じた損害は会員がすべて賠償するものとし、会員等に生じた損害は、当社および提供元は一切その責任を負いません。

第13条（規約の変更）

当社および提供元は、本サービスの運営上必要と判断した場合、会員の了承を得ることなく、この規約を変更することがあります。なお、その場合は、当社または提供元は、会員に対し、ウェブサイトまたは書面その他所定の方法により変更内容を通知または公表し、通知または公表した日より14日経過後に、本規約内容の変更は効力を生じるものとします。ただし、会員の利益を著しく害すると判断される場合にはこの限りではありません。

第14条（裁判管轄）

本サービスに起因して当社および/または提供元と会員の間で紛議が生じ、かつ裁判よってその解決を図ろうとする場合は、第一審の専属的合意管轄裁判所を次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 裁判の当事者に提供元が含まれるときは大阪地方裁判所。
- (2) 裁判の当事者に提供元が含まれないときは東京地方裁判所。

第2章 ネット詐欺相談サービス

第15条（ネット詐欺相談サービスの内容）

1. 提供元および業務提携先は、提供元所定の方法により、会員等から次のいずれかの相談を受けた際、提供元の見解およびアドバイスをもって、トラブル解決のサポートを行うものとします。
 - (1) ネット詐欺被害に遭わないための対策の相談
 - (2) 特定のウェブサイトやメールがネット詐欺被害を誘発するリスクが高いか否かの相談
 - (3) ネット詐欺被害に遭った後の対応の相談
 - (4) ネット詐欺保険の申請に関する相談
2. 前項のトラブル解決のサポートは、弁護士その他の法律専門家によって行なわれる法律相談ではなく、法律相談等以外の情報提供その他の一般的なアドバイスを行なうものであり、何らかの法律事務を提供するものではありません。また、提供元および業務提携先が会員等に代わって、第三者との交渉等を行うことは一切ありません。
3. 特定のウェブサイトやメールがネット詐欺被害を誘発するリスクが高いか否かについては、URLやメールアドレスの構成等より、意図した利用であるか否かを判断するポイントや、セキュリティ上のアドバイスを行うものになります。
4. 会員等は、提供元所定の方法により、提供元が制作した「ネット詐欺対策動画」を閲覧することができます。

第16条（ネット詐欺相談サービスの免責事由）

下記の事項に該当する場合、ネット詐欺相談サービスの提供をお断りします。

- (1) 会員等以外からの相談
- (2) 会員等以外の者が被る被害に関する相談
- (3) 本サービス利用期間外に生じた事案に関する相談
- (4) 会員等が不正な行為があった場合または不正な行為を行うおそれがある場合
- (5) 会員等が本規約外の目的で利用しようとした場合
- (6) ネット詐欺相談サービス利用時において、当社および当社の業務委託先に対して、電話を長時間掛け続ける、メールを大量に送る、必要以上に頻繁に電話を掛ける等の行為を行い、当社および業務委託先の業務を妨害または業務に支障を与えるおそれが生じた場合
- (7) 会員等の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正にネット詐欺相談サービスを提供することが困難であると判断した場合
- (8) 会員等が本規約に反した場合
- (9) その他当社が会員等として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

第17条（ネット詐欺保険の無償提供）

1. 提供元は、提供元が推奨する対策を会員等が講じていたにもかかわらず、ネット詐欺被害に遭った場合に備えて、提供元が保険契約者、会員等が被保険者となる、第3章のネット詐欺保険に加入し、保険料は全額提供元が負担します。
2. 提供元は、会員等に生じた損害や被害に関して、前項以外の責任を負わないものとします。

第3章 ネット詐欺保険

第18条（ネット詐欺保険の内容）

保険会社は、別紙に定める「ネット詐欺保険」提供条件に従い、補償条件に合致する場合に会員等に保険金を支払います。

引受保険会社：レスキュー損害保険株式会社（以下、「保険会社」といいます。）

保険契約者：提供元

被保険者：会員等

保険の正式名称：ネット詐欺・脅迫による被害補償特約付き盗難保険

第19条（ネット詐欺保険の利用手続き）

1. 会員等が保険金の請求を行うときは、別紙に定める方法により、提供元に申請するも

のとします。

2. 保険会社は、提供元から保険金の請求の申請を受けたときは、保険会社所定の方法により補償事故等の事実を調査します。
3. 前項に定める保険会社が行う調査において、会員等から各種情報の提供をしていただく可能性があります。また、当該調査に協力しなかった場合、補償の履行が遅延または不可と判断される場合があります。

第20条（営業活動の禁止）

会員等は、ネット詐欺保険を使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、附加価値サービスの提供またはその準備を目的とした利用をすることはできません。

第21条（必要書類等の準備）

会員等は、自己の責任において、ネット詐欺保険を利用するため必要な情報等を保持し管理するものとします。

第22条（ネット詐欺保険の利用停止）

1. 提供元は、会員等が次のいずれかに該当するときには、ネット詐欺保険の利用を停止することがあります。
 - (1) 会員等が保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で故意に支払事由を生じさせ、または生じさせようとした場合
 - (2) 会員等が保険金の請求にあたり、詐欺行為（未遂を含む）があった場合
 - (3) ネット詐欺保険に関連して虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
 - (4) 第20条（営業活動の禁止）の規定に違反する行為を行ったと提供元が認めたとき。
 - (5) 当社または提供元の名誉若しくは信用を毀損したとき。
 - (6) その他本規約に反する行為であって、ネット詐欺保険に関する提供元の業務の遂行に支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
 - (7) その他当社または提供元に損害を与える行為を行ったとき。
2. 提供元は、何ら催告なく、前項の規定によりネット詐欺保険の利用停止をすることができるものとします。

【別紙】「ネット詐欺保険」提供条件

ネット詐欺保険の正式名称は「ネット詐欺・脅迫による被害補償特約付き盗難保険」であり、ネット詐欺・脅迫による被害補償と自宅内の家財の盗難補償が付いています。

1. ネット詐欺・脅迫による被害補償

(支払事由)

ネット詐欺・脅迫による被害（注1）によって、被保険者に生じた財産的損害（注2）に対して、損害保険金をお支払いします。ただし、被保険者が被害を知った後直ちに所轄の警察署あてに被害の届出または警察相談を行い、被害届の受理番号または警察相談の管理番号が発行された場合に限ります。

（注1）相手方が電磁的方法を用いて、故意に被保険者をだましたり、脅かしたりした結果、被保険者が自発的（注3）に動産（金銭を含みます）を相手方へ送り、動産が盗取または詐取され、被保険者の財産的損害が生じたことをいいます。

（注2）金銭に換算できる損害をいいます。休業損害や逸失利益など間接的な損害は含まれません。また、決済事業者等または取引仲介事業者等による補償がある場合は、補償適用後の被保険者負担分となります。

（注3）被保険者が自覚している場合のほか、決済事業者等または取引仲介事業者等が「被保険者による自発的な行為」と判断して補償をしないことにより、被保険者の財産的損害が生じた場合も含まれます。

(損害額の決定)

（1）金銭の財産的損害の額は、日本円に換算した額とします。

（2）金銭を除く動産の財産的損害の額は、取引の相手方から動産の対価として受け取る予定だった額とします。受け取る予定だった額が不明な場合は、動産の再調達価額によって定めます。

(お支払いする保険金の額)

保険会社は、下表の通り保険金をお支払いします。

会員等の被害額	お支払いする保険金の額
100,000 円以上	100,000 円
99,999 円以下	被害額

(ネット詐欺保険の免責事由)

（1）保険会社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- (ア) 決済事業者等または取引仲介事業者等（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。
- (イ) 被保険者の同居の親族、別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が相手方となって行い、または加担したネット詐欺・脅迫による被害。
- (ウ) 被保険者と相手方が共謀したネット詐欺・脅迫による被害。
- (エ) 対象期間の開始前または終了後に生じた、ネット詐欺・脅迫による被害。
- (オ) 相手方が、電磁的方法を用いていない状況で生じた被保険者の被害。
- (カ) 相手方が、故意に被保険者をだましたり、脅かしたりしていない状況で生じた被保険者の被害。
- (キ) 保険契約者、被保険者、決済事業者等、取引仲介事業者等、またはこれらの者の使用人またはこれらの者から業務委託を受けた者からの情報の流出によって生じた被保険者の被害。
- (ク) 被保険者の精神的被害や身体的被害、およびこれらを原因とした財産的損害。
- (ケ) フィッシング詐欺や不正アプリ被害等により、被保険者の情報（ID・パスワード等）が盗まれ、相手方が被保険者の金銭を不正に送金したこと、その他相手方の不正行為（クレジットカード情報の不正利用やスマホ決済の不正利用等を含む）による被保険者の被害。
- (2) 保険会社は、被保険者が、同一の相手方から複数回の財産的損害を被った場合は、2回目以降の財産的損害に対しては、保険金をお支払いしません。

2. 自宅内の家財の盗難補償

(支払事由)

日本国内において、盗難によって動産に生じた盗取、き損または汚損の損害に対して、損害保険金をお支払いします。ただし、被保険者が盗難を知った後直ちに所轄の警察署あてに被害の届出を行い、受理された場合に限ります。

(お支払いする保険金の額)

10万円を上限とし、被害額を補償します。

(家財の盗難補償の免責事由)

(1) 保険会社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

(ア) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。

(イ) 被保険者でない者（以下「甲」といいます。）が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、甲または甲の法定代理人（甲が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、甲の他に保険金を受け取るべき者（以下「乙」といいます。）がいる場合には、乙が受け取るべき保険金については、お支払いします。

(ウ) 動産の使用もしくは管理を委託された者、または被保険者と生計を共にする者の故意。

(エ) 動産の紛失または置き忘れ。

(オ) 次のいずれかの事故の際における動産の紛失または盗難。

① 火災

② 落雷

③ 破裂または爆発。

④ 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、風災、ひょう災、雪災または水災による損害を除きます。

⑤ 風災、ひょう災、雪災。ただし、入居物件またはその一部（窓、扉、その他開口部を含みます。）が風災、ひょう災、雪災によって直接破損したために生じた損害に限ります。

⑥ 建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ、風災、ひょう災、雪災または水災による損害を除きます。

⑦ 騒じょうおよびこれに類似の集団行為（群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上の規模にわたり平穏が害されるか被害が生ずる状態であつて、暴動に至らないものをいいます。）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為。

(カ) 動産が入居物件から持ち出された間に生じた盗難。ただし、動産が入居物件の軒下または団地等の野外の自転車置き場にある場合を除きます。

(2) 保険会社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害（これらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金をお支払いしません。

(ア) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）。

(イ) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。

- (ウ) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。ただし、核燃料物質には使用済燃料を含み、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (エ) (ウ)以外の放射性放射または放射能汚染。

【重 要 事 項 説 明 書】

ネット詐欺・脅迫による被害補償特約付き盗難保険のご説明（保険契約概要）

- ご契約に際して、特にご確認いただきたい事項をこの「保険契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みください。
- ネット詐欺・脅迫による被害補償特約付き盗難保険は、日本PCサービス株式会社を保険契約者とし、皆さまを被保険者（保険の補償を受けられる方）とした保険契約となります。「ネット詐欺相談＆保険」の会員である期間中は、保険の補償を受けられますが、会員資格を喪失しますと、補償は受けられません。
- 本書面は保険契約の概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否など詳細につきましてはレスキュー損害保険株式会社と締結した保険契約の普通保険約款・特約にもとづきます。保険適用可否などについては同社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承下さい。なお、保険内容についてご不明な点につきましては、同社までお問合せください。
- お客様にとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印を付けておりますので必ずご確認ください。

1. 商品の仕組み

ネット詐欺・脅迫による被害補償特約付き盗難保険とは、

- ①日本国内の自宅内で盗難に遭った場合（以下「盗難保険」といいます。）
 - ②ネット詐欺・脅迫による被害に遭った場合（以下「ネット詐欺保険」といいます。）
- がセットになった保険です。

2. 補償内容

<盗難保険>

(1) 保険の対象範囲

保険の対象範囲は、被保険者の自宅および自宅と同一の敷地内に所在する物置・車庫（施錠等によって第三者が侵入できない状態のものに限ります。）に収容されている動産です。ただし、次に掲げるものは、動産に含まれません。

- ・自動車（自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます。）。
- ・有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類するもの。
- ・義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの。
- ・動物および植物等の生物。

- ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの。
- ・テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの。
- ・商品、製品、原材料および営業用の什器、備品、設備、装置その他これらに類するもの。

(2) 保険金をお支払いする場合

日本国内において、盗難によって動産に生じた盗取、き損または汚損の損害に対して、損害保険金をお支払いします。ただし、被保険者が盗難を知った後直ちに所轄の警察署あてに被害の届出を行い、受理された場合に限ります。

(3) お支払いする保険金の額

10万円を限度として損害の額を支払います。

<ネット詐欺保険>

(4) 保険金をお支払いする場合

ネット詐欺・脅迫による被害（注1）によって、被保険者に生じた財産的損害（注2）に対して、損害保険金をお支払いします。ただし、被保険者が被害を知った後直ちに所轄の警察署あてに被害の届出または警察相談を行い、被害届の受理番号または警察相談の管理番号が発行された場合に限ります。

（注1）相手方が電磁的方法を用いて、故意に被保険者をだましたり、脅かしたりした結果、被保険者が自発的（注3）に動産（金銭を含みます）を相手方へ送り、動産が盗取または詐取され、被保険者の財産的損害が生じたことをいいます。

（注2）金銭に換算できる損害をいいます。休業損害や逸失利益など間接的な損害は含まれません。また、決済事業者等または取引仲介事業者等による補償がある場合は、補償適用後の被保険者負担分となります。

（注3）被保険者が自覚している場合のほか、決済事業者等または取引仲介事業者等が「被保険者による自発的な行為」と判断して補償をしないことにより、被保険者の財産的損害が生じた場合も含まれます。

(5) 損害額の決定

- ① 金銭の財産的損害の額は、日本円に換算した額とします。
- ② 金銭を除く動産の財産的損害の額は、取引の相手方から動産の対価として受け取る予定だった額とします。受け取る予定だった額が不明な場合は、動産の再調達価額によって定めます。

(6) お支払いする保険金の額

保険金額を限度として、次の算式によって算出した額を損害保険金としてお支払いします。

$$\text{被保険者の損害額} - \text{免責金額} = \text{お支払いする損害保険金の額}$$

具体的には下表の通りです。

被保険者の損害額	お支払いする損害保険金の額
100,000 円以上	100,000 円
99,999 円以下	被害額

<盜難保険・ネット詐欺保険共通>

★ (7) 保険金をお支払いできない主な場合

次の各号のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反。
- ② 動産の使用もしくは管理を委託された者、または被保険者と生計を共にする者の故意。
- ③ 動産の紛失または置き忘れ。
- ④ 動産が入居物件から持ち出された間に生じた盗難。ただし、動産が入居物件の軒下または団地等の野外の自転車置き場にある場合を除きます。
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害。
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害。
- ⑦ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害。
- ⑧ 決済事業者等または取引仲介事業者等の故意もしくは重大な過失または法令違反。
- ⑨ 被保険者の同居の親族、別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が相手方となって行い、または加担したネット詐欺・脅迫による被害。
- ⑩ 被保険者と相手方が共謀したネット詐欺・脅迫による被害。
- ⑪ 保険期間の開始前または終了後に生じた、ネット詐欺・脅迫による被害。
- ⑫ 相手方が、電磁的方法を用いていない状況で生じた被保険者の被害。
- ⑬ 相手方が、故意に被保険者をだましたり、脅かしたりしていない状況で生じた被保険者の被害。
- ⑭ 保険契約者、被保険者、決済事業者等、取引仲介事業者等、またはこれらの

者の使用人またはこれらの者から業務委託を受けた者からの情報の流出によって生じた被保険者の被害。

- ⑯ 被保険者の精神的被害や身体的被害、およびこれらを原因とした財産的損害。
- ⑰ フィッシング詐欺や不正アプリ被害等により、被保険者の情報（ID・パスワード等）が盗まれ、相手方が被保険者の金銭を不正に送金したこと、その他相手方の不正行為（クレジットカード情報の不正利用やスマホ決済の不正利用等を含む）による被保険者の被害。
- ⑱ 被保険者が、同一の相手方から複数回の財産的損害を被った場合は、2回目以降の財産的損害に対しては、保険金をお支払いしません。

3. 付帯する特約

ネット詐欺・脅迫による被害補償特約、包括契約に関する特約（II型）が付帯されます。

4. 保険責任期間

被保険者毎に保険責任を負う期間は、「ネット詐欺相談＆保険」会員サービスの規約で定めた利用開始日の0時に始まり、被保険者が当該サービス制度から脱退、退会した日の24時に終わります。

5. お引受条件

当保険は「ネット詐欺相談＆保険」会員サービス自動付帯となります。保険証券は発行いたしておりません。

6. 解約および解約返戻金等の有無について

当保険は「ネット詐欺相談＆保険」会員サービス自動付帯のため、保険契約のみの解約はできません。会員サービスを解約される場合はサービス規約に従って手続きしてください。保険契約の配当金、解約払戻金、満期返戻金はございません。

7. 保険料および保険料の払込みについて

保険料は保険契約者（日本PCサービス株式会社）が保険会社へ支払います。

ネット詐欺・脅迫による被害補償特約付き盗難保険のご説明（注意喚起情報）

- ご契約に際して、お客さまにとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みください。
- 本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。実際のお支払いの可否など詳細につきましては、保険契約の普通保険約款・特約にもとづきます。保険適用可否などについては保険会社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承下さい。また、ご不明な点につきましては、保険会社までお問合せください。
- お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印をつけておりますので、必ずご確認ください。
- 当書面に商品概要や契約条件を明示していますので、当書面の交付をもって被保険者の意向を確認したとみなします。

1. 保険責任期間の始期と終期

被保険者毎に保険責任を負う期間は、「ネット詐欺相談＆保険」の会員サービスの規約で定めた利用開始日の0時に始まり、被保険者が当該サービス制度から脱退、退会した日の24時に終わります。

2. 免責事由等

★（1）「ネット詐欺・脅迫による被害補償特約付き盗難保険のご説明（保険契約概要）」の「2.（7）保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

3. 損害保険会社破綻時の取扱い

★万一保険会社が経営破綻した場合、「損害保険契約者保護機構」による資金援助が行われます。

4. 事故が起こったときの手続きおよび注意点

（1）所定のウェブサイトにて保険金請求手続きを行ってください。または保険金請求の手続き案内書、事故状況説明書兼保険金請求書をダウンロードしてください。

★（2）保険金請求については時効（3年）がありますのでご注意ください。

【ご利用に関する受付窓口】

レスキュー損害保険株式会社

scam@rescue-sonpo.jp

5. 補償重複について

★家財を補償する他の保険契約に重複加入し、他の保険契約を利用した場合は、他の保険契約適用後の被保険者負担分が補償されます。

6. クーリングオフについて

★保険契約のクーリングオフはできません。

7. レスキュー損害保険株式会社の個人情報のお取り扱い等について

レスキュー損害保険株式会社の個人情報の取扱いに関する詳細、外国にある第三者への個人データ提供、商品・サービスについては弊社ホームページ (<https://www.rescue-sonpo.jp/>) をご覧いただけ、下記お問合せ窓口までお問い合わせください。

【保険会社の相談・苦情・連絡窓口】

住所：東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大成大手町ビル

連絡先：レスキュー損害保険株式会社 scam@rescue-sonpo.jp

8. 指定紛争解決機関について

お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。

なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本損害保険協会が運営し、弊社が契約する指定紛争解決機関「そんぽADRセンター」をご利用いただけます。

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号：0570-022808（ナビダイヤル）

受付時間：9:15～17:00（月～金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く））

IP電話からは、03-4332-5241をご利用ください。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

（<https://www.sonpo.or.jp/>）

以上

提供元：日本PCサービス株式会社

販売元：HTB エナジー株式会社

2026年1月1日制定

個人情報の取扱いについて

本書面は、今回会員に記入していただく個人情報の利用目的、取り扱い等についてご説明するものです。申込書・記入フォーム・お電話にてサービスの申込やお問い合わせください場合は、下記内容を必ずお読みいただき、ご同意のうえご記入・お申込み・お問合せください。

1. 個人情報の利用目的

会員等の個人情報は、以下の目的のために利用し、それ以外の目的で利用することは致しません。

- (1) 当社事業活動における各種サービスをご提供するため
- (2) 会員等に対して当社または当社の業務提携先、業務委託先の各種営業情報および販促品等をご提供するため
- (3) (1)に於ける各種サービスのご提供前または後に、アンケート、その他事項等、改めて会員等と接触をする必要が発生した際のため
- (4) 会員等から頂いたご相談・お問合わせ・ご意見・ご要望にお答えするため
ただし、次の場合においては、ご本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することがございます。
 - ・法令に基づく場合
 - ・当社のグループ会社および提携先企業との間で共同利用を行う場合

2. 個人データの共同利用

- (1) 当社とグループ会社および提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用することがあります。
- (2) 個人データの項目
お名前、生年月日、ご住所、電話番号、メールアドレス等のご連絡先、その他当社がお申込時もしくはサービス提供中に、当社が会員等に関して取得するすべての個人情報。ただし、センシティブ情報を除きます。
- (3) 個人データ管理責任者

日本PCサービス株式会社
大阪府吹田市広芝町9-33 プレシデントビル
代表取締役 家喜 信行

- (4) 取得方法
申込ウェブサイト等

3. 個人情報の委託

当社では、利用目的を達成するため必要な範囲内で、当社業務提携先や業務委託先が他の企業に委託することがあります。その場合は当社および業務提携先や業務委託先は当該委託業務の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上で会員等の個人情報を委託します。

4. 匿名加工情報の取扱いについて

当社は特定の個人を識別できないように加工した情報であって当該個人情報を復元することができないようにした情報（匿名加工情報）について会員等のプライバシーを厳重に保護する観点から、情報の取扱いについてガイドラインを策定し、適正に取り扱います。

5. 個人情報の安全管理

当社が取得した個人情報および特定個人情報ならびに外部からお預かりした個人情報および特定個人情報は、安全かつ正確に管理し、アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えい等の問題に対して情報セキュリティ対策を実施し、その予防に努めます。

6. 個人情報の記入の任意性

個人情報のご記入は任意です。ただし、必須項目に記入頂けない場合には、サービスが提供できない場合やお問い合わせに回答することができない場合がございます。あらかじめご了承ください。

7. 当社運営ウェブサイトの個人情報の取扱いについて

当社は、当社運営のウェブサイトにおいて「端末情報」「ログ情報」「cookieおよび匿名ID」「位置情報」を取得し、以下の目的のために利用致します。

- (1) 本サービスに関する登録の受付、本人確認、維持、保護および改善のため
- (2) 本サービスに関するご案内、お問い合わせ等への対応のため
- (3) 本サービスに関する当社の規約、ポリシー等（以下「規約等」といいます。）に違反する行為に対する対応のため

- (4) 本サービスに関する規約等の変更などを通知するため
- (5) 個人を特定できない状態で統計資料として利用するため

8. 保有個人データまたは第三者提供記録に関する事項の周知
事業者名：日本P C サービス株式会社
大阪府吹田市広芝町9-33 プレシデントビル
代表取締役 家喜 信行

個人情報問合せ窓口連絡先 06-6734-7727

9. 保有個人データの利用目的
- a 役員等を含む従業者の保有個人データ
 - 当社の人事労務管理のため
 - b 採用応募者に関する保有個人データ
 - 採用審査のため
 - c プライバシーマーク運用に伴い発生する保有個人データ
 - プライバシーマーク運用管理のため
 - d お客様等、外部のお取引先からお預かりする保有個人データ
 - お客様からのお預かり情報 サポート管理のため
 - e お取引先に関する保有個人データ
 - お取引に関する管理のため

10. 保有個人データの安全管理措置

当社規定に基づき、データを保護します。

11. お問い合わせ、訂正・利用停止

当社は、お客様からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお申し出に対して、当社窓口にて適切かつ迅速に対応いたします。

12. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望につきまして、適切かつ迅速に対応いたします。お問い合わせは下記窓口までお申し出ください。

【個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ】

【保有個人データまたは第三者提供記録に関する苦情および請求（開示/訂正等）のお問い合わせ】

窓口： 個人情報問合せ窓口

連絡先 06-6734-7727

以上

2026年1月1日 制定